

茅ヶ崎市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

茅ヶ崎市長 佐藤 光

茅ヶ崎市規則第18号

茅ヶ崎市事務分掌規則の一部を改正する規則

茅ヶ崎市事務分掌規則(平成14年茅ヶ崎市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第21号までを1号ずつ繰り上げ、同条第5項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 宅地造成等の許可の申請書の受理等に関すること。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。